

## 大学院博士前期課程における「授業料後払い制度」について

国により令和6年度から大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」が創設されました。

制度の概要及び本学での申請方法については、以下のとおりとなりますのでお知らせします。

本学大学院に入学予定の方で、本制度にご興味をお持ちの方は一読いただきますようお願いいたします。

ただし、制度の詳細については国の方針によってはお知らせしている内容から変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 1. 本制度の概要

大学院博士前期課程の授業料について、日本学生支援機構と制度を利用する学生が貸与契約を締結することで、在学中の授業料を日本学生支援機構が支払い、学生は卒業後に授業料等の貸与額を日本学生支援機構に返還（いわゆる後払い）する制度です。

### 2. 対象学種

大学院博士前期課程

### 3. 募集時期

令和7年4月

### 4. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構の博士前期段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の申請資格、家計基準及び学業成績基準を満たす者  
(参考) [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html)
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

### 5. 後払いにできる授業料の額

年 535,800 円

※入学金は後払いの対象となりません。

※返還の際には上記に加え、日本学生支援機構の定める保証料の支払いが必要となります。

## 6. 生活支援奨学金について

本制度の利用者で希望する者は、月 2~4万円の生活費奨学金(無利子の貸与型奨学金)を申請することが可能です。

※奨学金は日本学生支援機構から学生に対して振り込まれます。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能ですが、授業料後払いを申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。

※授業料後払い制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。

※授業料後払い及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能です。

※生活費奨学金についても、保証料の支払い(機関保証への加入)は必須となり、奨学金額から保証料を天引きした金額が振込されます。

## 7. 利用者(卒業した学生)から日本学生支援機構への奨学金の返還

授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計額)及び生活費奨学金の合計額に達するまで、所得に応じ日本学生支援機構の定める金額を口座引落によって日本学生支援機構に返還。

## 8. 申請方法

日本学生支援機構第一種奨学金と同様の手続きとなります。

申請を希望される方は、4月3日の日本学生支援機構奨学金出願説明会に参加し、内容の説明と申請用資料を入手し、別途案内する期限内に申請を行ってください。

日本学生支援機構奨学金について(学生課 HP)

<https://student.office.tut.ac.jp/livingsupport/scholarship/nihongakusei.html>

## 9. その他

・本制度の申請を予定している方でも大学の授業料免除制度への申請が可能です。

・詳細を知りたい方は下記のページも参考にしてください。

奨学金事業の充実(文部科学省 HP)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)

授業料後払い制度について(学生課 HP)

<https://student.office.tut.ac.jp/livingsupport/scholarship/atobarai.html>